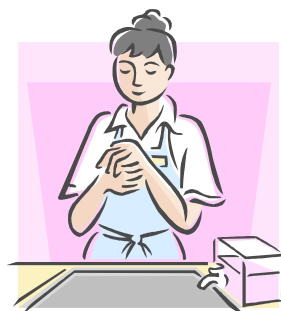


簡易専用水道の衛生管理

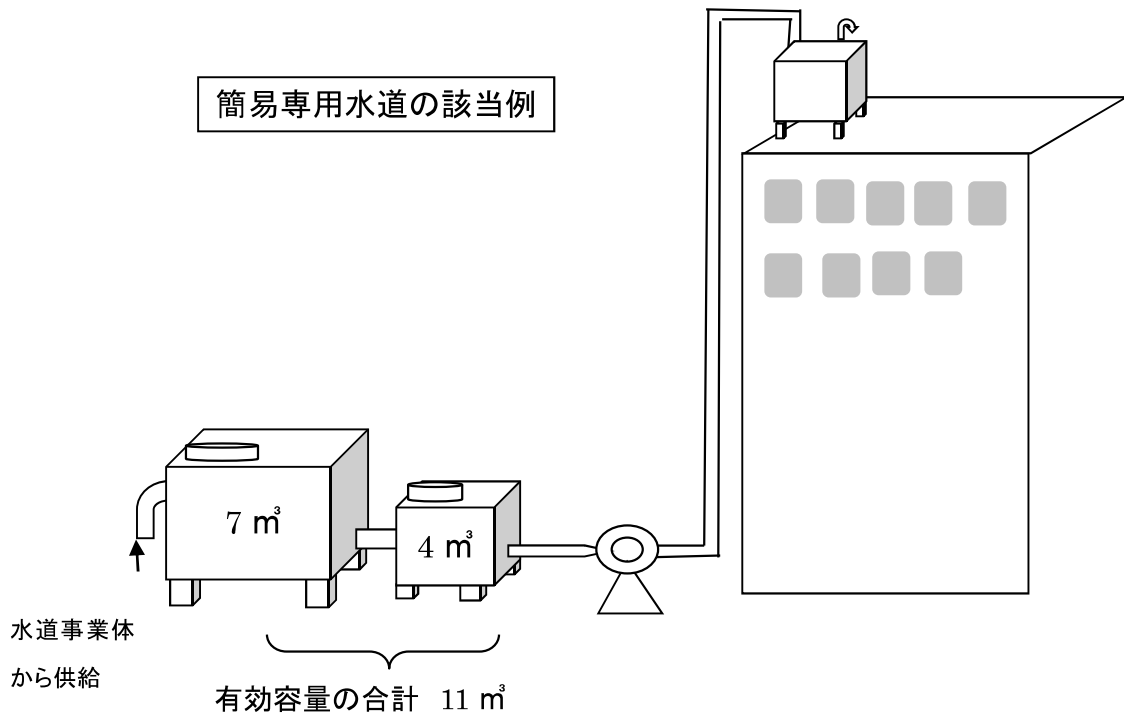


川越市保健所

食品・環境衛生課

1 簡易専用水道とは？

水道事業の用に供給する水のみを水源とし、その水をいったん受水槽に貯めてから給水する水道のうち、受水槽の有効容量が 10m^3 を超えるものが「簡易専用水道」となります。



簡易専用水道に該当しないもの

有効容量の合計が 10m^3 を超えても、

- まったく飲料水として使用しない場合(工業用水、消防用水)
- 地下水(井戸水)をくんで受水槽にためている場合

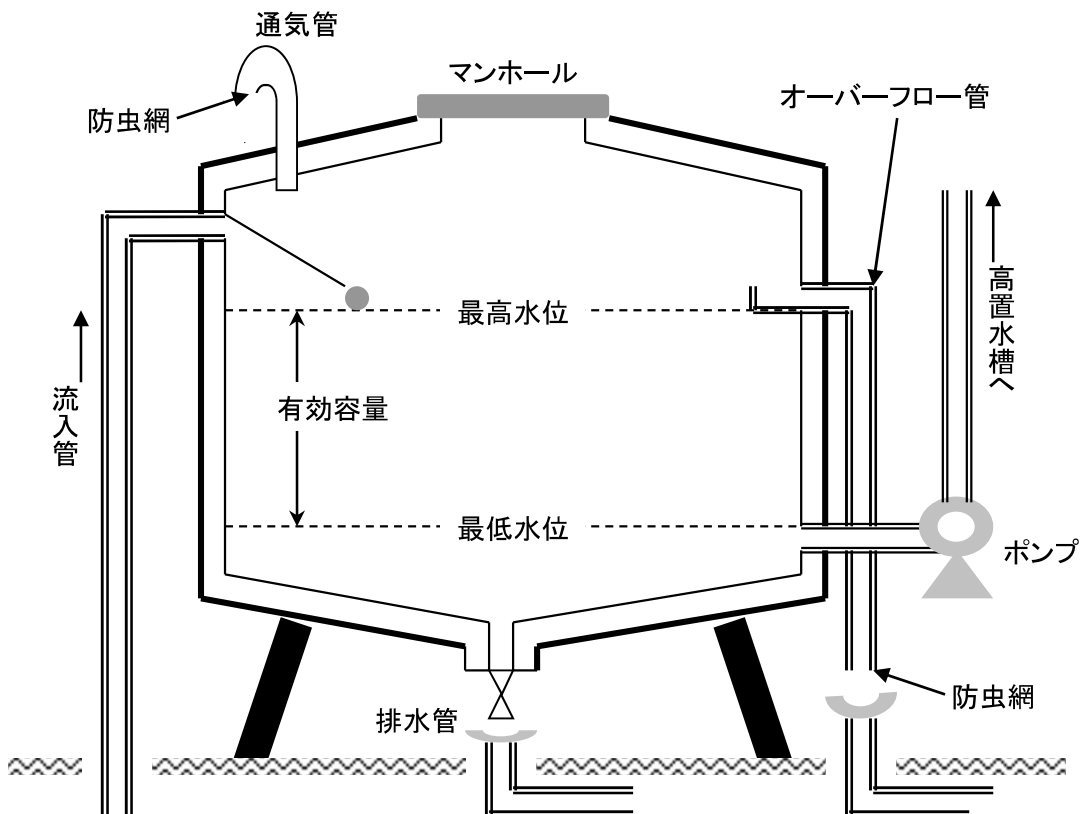
※ただし、地下水をくんで受水槽にため、101人以上の人に給水しているような施設は「専用水道」として別の規制を受けます。

2 受水槽の構造

○受水槽

建物内の給水設備に供給する水を一度貯留する目的で設置するタンク。

受水槽は、建設省告示では、床上設置 6 面点検(受水槽の上、下、周囲を点検できるように、空間をあけて、床上に設置すること)を義務付けています。



○受水槽の有効容量

上図で示される部分の容量です。

高置水槽の容量は、有効容量に含みません。

○有効容量 10m^3 以下の受水槽の管理

「川越市水道事業小規模貯水槽水道の管理に関する規定」に基づく管理が必要になります。

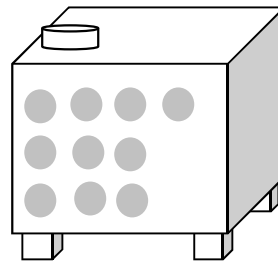
3 設置者が行う管理

簡易専用水道に供給される水は、埼玉県や水道事業者が安全を確認しています。しかし、受水槽を含めた施設内の給水装置の水(量水器以降)については、設置者の方が維持管理をしなければなりません。

(1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

水槽の清掃業者は「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」で規定されている「建築物飲料水登録業者」による清掃が望ましいとされています。

年1回は清掃を！



(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

定期的に(月1回程度)行ってください。

その他、地震、大雨などがあつた時も行いましょう。

主な点検項目

1. 水槽の周辺は清潔ですか？
2. 水槽にひび割れはありませんか？
3. 汚水等による汚染は見られませんか？
4. 水槽内に異物の混入はありませんか？
5. マンホールの蓋は防水密閉型で施錠は完全ですか？
6. オーバーフロー管の防虫網が破損、欠損していませんか？
7. 通気管の防虫網が破損、欠損していませんか？



(3)給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

給水栓(蛇口)での水質検査を定期的に(1日1回程度)行ってください。

異常があった時には、保健所等の専門機関に依頼して、必要な項目の検査を行いまし
よう。



無色透明なガラス製のコップに給水栓から
水を取り、肉眼で検査をします。

検査の項目

色、濁り、臭い、味、残留塩素濃度

(4)供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、ただちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させるよう措置を講ずること。

(5)書類の整理・保存

次の書類を整理・保存してください。

- 設備の配置、系統を明らかにした図面
- 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- 水槽の掃除の記録、水質検査の記録等の帳簿類
- 簡易専用水道の検査結果書



4 登録検査機関による管理に関する検査

管理が適正に実施されるよう、設置者はその簡易専用水道の管理について、1年以内ごとに1回、定期的に厚生労働大臣に登録した業者から検査を受けることが義務付けられています。



(1) 主な検査内容

① 水槽等の外観検査

水槽等の点検や、その周辺状況についての検査

② 書類検査

設備等の図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査

③ 水質のチェック

給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査
(水質基準に関する省令の水質検査とは異なります。)